

## 【 緊急事態宣言発令に伴う当社の対応について 】

新型コロナウイルスによる感染症に罹患された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

『緊急事態宣言』発令に伴い、2020年4月8日（水）から実施しておりました全従業員の在宅勤務（テレワーク）を【緊急事態宣言の延長】に伴いまして、2020年5月31日（日）まで延長させていただくこととなりました。

これにより引き続きお客様とのご面談やご訪問等を控えさせていただき、お急ぎでないお客様には電話・郵送等でお手続させていただくこととなります。

営業担当者は在宅勤務（テレワーク）となりますが、当社事務所（西宮本社・東京支店）につきましては人数を縮小し平常通りの営業を行っております。

### 《 実施概要 》

1. 実施期間 : 2020年4月8日（水） ～ 2020年5月31日（日）
2. 従業員の安全確保と感染拡大防止のため、原則全従業員の在宅勤務（テレワーク）実施
3. 当社への問い合わせ : 平日 AM 9:00 ～ PM 17:00

皆様にはご不便をおかけいたしますが、お客様・従業員および家族の健康・安全を最優先に考え、今後も対応してまいります。

新型コロナウイルス感染症の一日も早い収束をお祈り申し上げます。

2020年5月7日  
株式会社 ライフスタイル  
代表取締役 渡邊朋宏